

# マネジメントレポート

2005年3月

## 今回のテーマ： 企業買収と議決権割合

ニッポン放送を巡るフジテレビとライブドアの攻防で、重要なポイントは、最高決定機関である株主総会での権利に関する「議決権割合」です。

### 1 議決権割合

株式の中には株主総会での議決権のない株式があります。自己株式・単元未満株式・「持合」株式・種類株の無議決権株式などです。議決権割合は、所有株式の議決権数が会社の全議決権数に占める割合となります。

### 2 ニッポン放送株式を巡る議決権割合の経緯

- 1) ライブドアが時間外取引でニッポン放送株式を購入  
ライブドアの議決権割合が1/3超となり、ニッポン放送は合併・株式交換・株式移転などの買収防衛策が困難となる。
- 2) フジテレビがニッポン放送株式の公開買付＝TOBを実施  
議決権割合で39.26%を確保。株主総会の特別決議事項の拒否権とニッポン放送所有のフジテレビ株式22.5%の無議決権化を実現。ライブドアの影響力がニッポン放送をとおしてフジテレビに及ぶことを回避。
- 3) ニッポン放送がフジテレビを引受者とする発行済株式数の1.4倍の新株予約権の発行を決議  
フジテレビの議決権割合1/2超の実現を目指す。東京地裁は「経営陣の支配権維持が目的の不正発行」と判断し、発行差止処分を下す。

### 3 議決権割合による株主総会での権利

議決権割合	株主の権利	内容
2/3 以上	特別決議事項の承認権	原則、株主総会で総議決権数の1/2超の株主が出席し、かつ、出席株主の議決権数の2/3以上の承認が必要。 < 特別決議事項 > 1) 定款変更 2) 合併・分割・営業譲渡・減資・解散 3) 株式交換・株式移転 4) 第三者に対する新株・新株予約権の有利発行 5) 取締役・監査役の解任 など
1/2 超	普通決議事項の承認権	原則、株主総会で総議決権数の1/2超の株主が出席し、かつ、出席株主の議決権数の1/2超の承認が必要。 < 普通決議事項 > 株主総会で決議すべき事項で、計算書類の承認、取締役・監査役の選任など、特別決議事項以外の事項。
1/3 超	特別決議事項の拒否権	特別決議事項は1/3超所有の株主が反対すれば否決。
1/4 超	持合株式の無議決権化	1/4超所有されている会社の株式を所有している場合は、その株式には議決権無。

### お見逃しなく！

公開株式について、所有割合が5%超となった場合、または所有割合5%超の株主の所有割合が1%以上増減した場合は、各々 大量保有報告書 変更報告書を、原則、約定日から5日以内に財務局に提出する必要があります。